

府政防第 1016 号

令和 6 年 6 月 28 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」の策定
について（周知・依頼）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

在宅や車中泊など避難所以外で避難生活を送る避難者等の支援の実施方策について検討するため、内閣府では「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会（座長：阪本真由美 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授）」を設置し、8 回に渡って検討を行い、令和 6 年 6 月にとりまとめを行ったところです。また、6 月 28 日の防災基本計画の改定において、在宅避難者や車中泊避難者の支援に関する取組が位置づけられました。

これらを踏まえ、地方公共団体が実際に在宅避難者や車中泊避難者の支援を行うに当たっての具体的な取組の参考となるよう、別添のとおり「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を策定しました。

つきましては、各地方公共団体において、本手引きに記載されている内容を参考に在宅避難者や車中泊避難者の支援方策を事前に検討し、災害発生時には臨機応変に支援を行えるよう、状況の変化を想定した準備を進めていただきますようお願いいたします。また、都道府県におかれては、市区町村防災担当主管部局をはじめ、福祉部局その他の関係部局に対しても周知をお願いします。なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

（参考）

※「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」電子データ

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/shien/index.html>

※避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会の開催実績

<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hinanseikatsu/index.html>

以上

＜本件問合せ先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

参事官補佐 新井、主査 信藤

電話：03-3593-2849（直通）